

## 県央デルタネット運用規程及び利用者規程細則

この細則は、県央デルタネット運用規定及び利用者規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第1条 負担金について

三医師会会員の全ての医療機関は、県央デルタネットに参加し定額の運営負担金を負担しなければならない。また、医師会以外の利用者についても別に定める定額の負担金を負担しなければならない。

### 第2条 機器等の運用管理等および係る経費について

運用規程第5条に規定する機器等については、協議会と情報公開病院とで別に交わす覚書により、各施設に機器等を設置し、その運用管理については各施設においておこなわなければならない。また、機器等の運用に係る保守、システム利用、賦課される租税等の経費は各施設で負担しなければならない。

2 情報公開病院とは、地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター、総合病院山口赤十字病院、山口県済生会山口総合病院、医療法人神徳会三田尻病院、一般財団法人防府消化器病センター防府胃腸病院、J A山口厚生連小郡第一総合病院、医療法人協愛会阿知須共立病院を指す。

### 第3条 施設登録・変更・削除について

三医師会会員の全ての医療機関は、運用規程第3条に規定する施設の登録は、様式1号により、施設登録をしなければならない。歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者、行政機関等が利用をおこなおうとする場合においても同様である。また、同一法人内において他に事業所を有する場合においては、中国四国厚生局に届け出た事業所番号毎に施設登録をしなければならない。また内容に変更が生じた場合は様式1-2号において、利用施設の削除の場合は様式1-3号により、すみやかに協議会へ報告しなければならない。

### 第4条 利用者登録・変更・削除について

三医師会会員の全ての医療機関の全管理者（医師）は、様式2号により、利用者登録をしなければならない。歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者、行政機関等に所属する者が利用をおこなおうとする場合においても同様である。また内容に変更が生じた場合は様式2-2号において、利用者の削除の場合は様式2-3号により、すみやかに協議会へ報告しなければならない。

#### 第5条 守秘義務について

利用者規程第4条4項に規定する情報の取り扱いについて、施設登録申請をおこなう場合には、代表者は様式8号により誓約し、様式1号の施設登録申請書と共に提出しなければならない。また、利用者登録申請をおこなう者は、様式7号に同意し、様式2号の利用者登録申請書と共に提出しなければならない。

#### 第6条 患者の同意について

利用者規程第6条に規定する患者の同意については、様式4号及び様式5号による。

第7条 情報公開病院7病院は、救急患者対応機能(以下 EMS 機能)に関する情報公開の可否を選択し、県央デルタネット協議会に報告し承認を得るものとする。

- 1 EMS 機能の対象患者は、救急など緊急時における初診患者に限る。
- 2 EMS 機能の使用時は、患者本人または代理人からの同意(口頭または同意書)が得られない場合に限る。
- 3 EMS 機能を使用し患者情報の閲覧操作ができる職種は医師に限る。
- 4 EMS 機能を使用し患者情報の閲覧を行った施設は、遅滞なく情報公開病院に救急患者登録・削除依頼書(案)を送付し、公開設定又は救急患者登録の削除を依頼しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

この細則は、令和元年9月1日から施行する。